

地域振興委員長報告 (平成 30 年 9 月 第 96 回定例会)

去る 9 月 3 日に開議されました本会議において、本委員会に付託されました議案について、10 日に地域振興委員会を開催し審査を行いました。

審査に先立ち、荒島駅前の空家除却現場、浦ヶ部雨水渠工事現場の現地視察を行いました。

その後、付託案件の審査を行い、議第 73 号、議第 74 号、議第 75 号、議第 76 号、議第 81 号、議第 82 号、議第 83 号の議決案件 7 件は、全ての議案において全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきもの、認第 10 号については全会一致で認定すべきものと決しました。

また、継続審査となっていた陳情第 3 号は全会一致で「趣旨採択」と決しました。

主な審査の経過について報告致します。

「議第 73 号 安来市公園条例制定について」、執行部より、中海ふれあい公園を 10 月 1 日から部分供用開始するために条例を整備するものであり、あわせて、条例整理により類似の施設を安来市公園条例として管理する内容となっているとのことで、規定の概要について説明を受けました。

児童遊園については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 38 条により、「児童の遊びを指導する者を置かなければならない」とされているが、その常駐が難しく、実情に合っていない状態となっており、この改定に併せ公園条例に位置づける旨、説明を受けました。

委員より、児童遊園について、安来市公園条例適用になったことで使用料が発生することになるのか、と質問があり、使用料は、占用する場合は公園条例に規定された占用料が発生するが、通常使用では料金はかからない、と答弁がありました。

中海ふれあい公園の使用料の単価の妥当性を問う質問に対しては、安来市内の類似施設である、安来運動公園、安来西部球場、安来球場から参酌して使用料単価を決めている、との答弁でした。

防犯カメラを設置する予定はあるか、との質問に対しては、入口に設置予定であること、また、島田駐在所の巡回コースに入れてもらうことになったので、それも合わせて防犯体制をとる、との答弁でした。

「議第 83 号 工事請負契約の締結について」、執行部より、今年度から 4 カ年で JR 軌道内の下越しの水路工事を JR に依頼して行うものであり、

施工範囲は JR の軌道内で、ボックスカルバートと集水柵 1 基を施工するものであるとのことで、工法等についても説明を受けました。

委員より、工事時間が深夜であり、現場から少し離れてはいるものの民家が何軒かあるが騒音対策はどうなっているか、と質問があり、推進工法により地下で工事を行うので、ボックスカルバートを押し込むときには騒音被害はないと思う。それを入れるために縦に穴を掘る工事については、線路から外れた箇所なので日中の工事も可能であり、騒音の影響はないと考えている、と答弁がありました。

JR が委託を受けて施工するが、市の監督員体制は、との質問に対しては、すべて JR に委託するので、JR が発注して JR が検査を行う。JR で決められた基準で合格したものを市が受け取るかたちになるので、市が検査を行ったり、現地で立ち会ったり、工事の状況を確認したりということはない、との答弁でした。

この雨水渠を含めた排水計画により、近年のゲリラ豪雨のような状況にも対応できるのか、との質問に対しては、この排水計画は、設計では 10 年に一度の洪水への対応を想定している。それを超える局地的な集中豪雨にまでは対応できない、との答弁でした。

「陳情第 3 号 市道の草刈り等の維持管理の支援について」は、事前に執行部から話を伺いながら慎重に審議を行いました。

中山間地では、草刈りをする人がいないというだけではなく、住む人がなくなり自治会も維持できなくなってきたという状況の中、ボランティアで市道の管理を続けること、それに対する市の支援制度がないことは問題であることから、陳情を採択して、支援制度を進める必要がある、必要であれば議員提案という形ででも進めなければならない、という意見がありました。

一方で、議員には執行権がなく、予算もないことから、採択しても支援制度の創設に責任が持てないとの意見もありました。

執行部から、支援事業について今後も検討していきたいという話があったことから、支援制度は必要であるが、制度設計については予算を持つ執行部に任せるしかないとの結論になり、全会一致で趣旨採択と決しました。

以上、地域振興委員長報告と致します。